

資源物の抜き取りは 違法行為です!!

無断持ち去り厳禁

持ち去り行為は、発見しだい警察に通報します。

このごみ集積場へ、市が指定する方法により、適正に分別されて出された資源物（新聞・雑誌・段ボール・アルミ缶・スチール缶・**金属類**など）は、市民の皆さんのご協力により集められた大切な資源です。その所有権は、富山市にあります。

紙類地区回収を実施している地区の古紙類の
所有権は実施団体にあります。

富山市環境センター

Tel. 429-5017